■ コーポレートガバナンス

コーポレートガバナ ンスの基本的な考 え方 コーポレートガバナ ンス体制 情報開示

その他関連情報

○ コーポレートガバナンスの基本的な考え方

第一生命は、お客さま、株主、社会、従業員等のマルチステークホルダーからの負託に応え、その持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するため、経営の監督と業務執行のバランスを取りつつ、透明・公平かつ迅速・果断な意思決定を行うことを目的として、「コーポレートガバナンス基本方針」の定めるところにより、コーポレートガバナンス体制を構築します。

mm コーポレートガバナンス基本方針(316KB)

□□ コーポレート・ガバナンスに関する報告書(479KB)

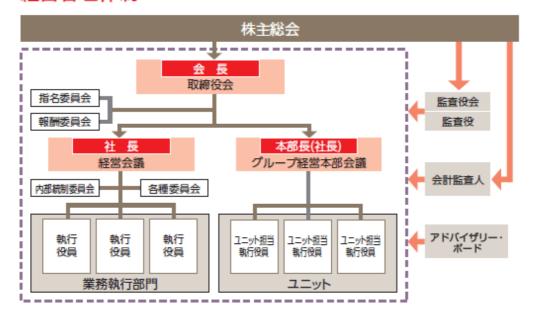
コーポレートガバナンス

コーポレートガバナ ンスの基本的な考 え方 コーポレートガバナ ンス体制 情報開示

その他関連情報

○コーポレートガバナンス体制

経営管理体制



▮業務執行について

■ 取締役会

第一生命は取締役会において経営の重要な意思決定、および業務執行の監督を行っています。経営管理機能の一層の強化を図るため、業務執行から独立した立場である社外取締役を選任しています。なお、取締役会は原則毎月開催し、必要に応じて臨時に開催することとしています。

また、経営の透明性を一層高めるために、取締役会の任意の諮問委員会として、会長、社長および社外委員で構成される指名委員会および報酬委員会を設置しています。指名委員会においては、取締役選任候補者の適格性を確認し、取締役・執行役員の選任および解任について審議するとともに、当社が定める社外役員の独立性基準に基づく独立性の確認を行っています。

報酬委員会においては、取締役、執行役員の役員報酬制度などについて審議しています。

さらに、外部環境の変化を踏まえた経営事項全般に関して、中長期的な視点にもとづき、幅広い視点・テーマについて直接助言を得ることにより、ガバナンスの更なる強化・充実と当社企業価値の向上をより一層図ることなどを目的とし、任意の組織として、企業経営者・有識者から構成される「アドバイザリー・ボード」を設置しています。

取締役の人数	16名(2015年6月23日時点)		
社外取締役の人数	5名(2015年6月23日時点)		
取締役会の開催回数	19回(2014年度)		
	主に行政機関における経験や企業倫理・経済倫理の専門的な知識、社会学の専門家としての知識や経験を踏まえ、議案の審議において発言を適宜行っています。 なお、社外取締役の選任理由は以下の通りです。		
	氏名	選任理由・期待する役割等	
社外取締役の活動状況	舩橋 晴雄	長年にわたる行政機関における経験や、企業倫理・ 経済倫理の専門的な知識を有しており、経営に対す る客観性、中立性ある助言を期待しています。また、 2014年度開催した取締役会19回のうち19回出席して います。	
	宮本 みち子	社会学の専門家としての知識や経験を有しており、 経営に対する客観性、中立性ある助言を期待してい ます。また、2014年度開催した取締役会19回のうち 18回出席しています。	
	ジョージ・オルコ ット (新任)	グローバル経営における人材育成・コーポレートガバ ナンスの専門家であるとともに、金融機関における企 業経営者としての豊富な経験や高い見識および他 の会社の社外取締役としての豊富な経験を有してお り、グローバルな視点から経営に対する客観性、中 立性ある助言を期待しています。	
	佐藤 りえ子 (新任)	弁護士としての豊富な経験や高度かつ専門的な知 識および他の会社の社外監査役としての豊富な経 験を有しており、企業法務の観点から、経営に対する 客観性、中立性ある助言を期待しています。	
	朱 殷卿 (新任)	金融機関における企業経営者としての豊富な経験 や高い見識を有しており、グローバルな観点から、経 営に対する客観性、中立性ある助言を期待していま す。	

取締役会の自己評価

当社では、取締役会運営について、出席メンバーである取締役・監査役(議長である会長および執行の最高責任者である社長を除く)に対し、取締役会の運営および議論の内容について、第三者評価を交えた「自己評価アンケート」を行っています。

2014年度に実施したアンケート結果によれば、取締役会の運営および議論全般について、「改善が見られ、概ねできている」との評価がある一方、「取締役会は、事業戦略の決定・修正についてより深く関与すべき」などの意見がありました。

コーポレートガバナンス強化などの観点から、取締役会の運営および議論のさらなる充実に向け、アンケートの継続実施など、PDCAをまわし改善を続けていきます。

□□ 取締役会運営に関する自己評価アンケート(2014年度)(706KB)

■ 業務執行

当社では、意思決定・監督と業務執行を分離し機能強化を図るため、執行役員制度を導入しています。執行役員は取締役会決議によって選任され、取締役会の決議により定められた分担に従い、業務を執行します。社長および社長の指名する執行役員で構成する経営会議を原則月2回開催し、経営上の重要事項および重要な業務の執行の審議を行っています。

監査について

■ 監査役監査

当社は監査役会設置会社であり、監査役は、取締役会、経営会議・グループ経営本部会議などの重要な会議に出席するとともに、取締役、執行役員、部門へのヒアリングなどを通じて、取締役および執行役員の職務の執行の監査、ならびに当社および子会社のコンプライアンス・経営全般に亘るリスク管理への対応状況、業務・財務の状況についての監査を行います。

また、監査役会では、監査に関する重要な事項について協議を行います。

なお、監査役を補助すべき使用人を「監査役室」に配置し、当該使用人の人事異動および評価などに関しては 監査役と協議を行うなど、取締役からの独立性を確保しています。

監査役の人数	5名(2015年4月1日時点)		
社外監査役の人数	3名(2015年4月1日時点)		
監査役会の開催回数	13回(2014年度)		
	弁護士としての専門的な知識・経験や、会社経営者としての豊富な経験、生産性・経営品質の向上に関する調査研究等を通じた経験を踏まえ、発言を適宜行っています。 なお、社外監査役の選任理由は以下の通りです。		
社外監査役の活動状況	氏名	選任理由・期待する役割等	
	大森 政輔	裁判官、検事、内閣法制局幹部、国家公安委員、弁護士を歴任し、豊富な経験と高度かつ専門的な知識を有しており、客観性、中立性ある視点での取締役の職務執行の監査を期待しています。また、2014年度開催した取締役会19回のうち19回出席し、同年開催した監査役会13回のうち13回出席しています。	
	和地 孝	経営者としての豊富な経験と企業経営に関する高い 見識を有しており、客観性、中立性ある視点での取 締役の職務執行の監査を期待しています。また、 2014年度開催した取締役会19回のうち18回出席し、 同年開催した監査役会13回のうち12回出席していま す。	
	谷口 恒明	公益財団法人日本生産性本部でのさまざまな分野における生産性・経営品質の向上に係る調査研究、提言活動を通じた経験を有しており、客観性、中立性ある視点での取締役の職務執行の監査を期待しています。また、2014年度開催した取締役会19回のうち19回出席し、同年開催した監査役会13回のうち13回出席しています。	

▮役員報酬について

■ 基本方針

当社の役員報酬の決定にあたっては、次の事項を基本方針としています。

- 役員報酬に対する「透明性」「公正性」「客観性」を確保する
- 業績連動報酬の導入により、業績向上に対するインセンティブを強化する

- 経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度に連動した報酬により、株主とリターンを共有することでアカウンタビリティを果たす
- 個別の報酬等の額を決定する場合には、業種を考慮し、適切な比較対象となる他社の報酬等の水準を参照しつつ、報酬等の額の適正性を判断する。この場合、当社における他の役職員の報酬等および当社が属する企業集団内における他の会社の役職員の報酬等の水準等も考慮する

■ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は取締役(社外取締役を除く)の役員報酬について、定額報酬、会社業績報酬、部門業績報酬および株式報酬型ストックオプション(新株予約権)で構成しています。社外取締役については、定額報酬で構成しています。これらの報酬の水準は、第三者による国内企業経営者の報酬等に関する調査等を活用し、設定することとしています。なお、本方針は、報酬委員会に諮問の上、取締役会において決定しています。

監査役の報酬については定額報酬で構成しており、報酬の水準は第三者による国内企業経営者の報酬等に関する調査等を活用し、設定することとしています。なお、本方針は、監査役の協議によって定めています。

役員区分毎の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)					対象となる
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職 慰労金	その他	役員の員数
取締役(社外取締役を除く)	655	527	120			7	13
監査役 (社外監査役を除く)	69	69	_			0	3
社外役員	54	54		_			5

(注)上記には、2014年6月24日に辞任した取締役2名、監査役1名を含んでおります。

- 役員毎の連結報酬等の総額等連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
- 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの 該当事項はありません。
- 定款又は株主総会で定められた報酬等限度額

取締役 [年額]840百万円

(うち、取締役の株式報酬型ストックオプション(新株予約権)に関する報酬等の額を年額200百万円以内とする。)

監査役 [年額]168百万円

■ 内部監査

当社では、コンプライアンスやリスク管理などの観点から各業務執行所管や募集代理店に対して業務監査を実施する組織として業務監査部を設置しています。牽制機能や業務監査の実効性を確保するため業務監査部は各業務執行所管や募集代理店から独立した組織としています。

▋社外役員の独立性基準

当社は、コーポレートガバナンス強化の一環として、当社の社外取締役および社外監査役について、当社が独立性を判断するための基準を定めております。

mm 社外役員の独立性基準(86KB)

コーポレートガバナンス

コーポレートガバナ ンスの基本的な考 え方 コーポレートガバナ ンス体制 情報開示

その他関連情報

○ 情報開示

▋情報開示基本方針

第一生命は、社会、お客さま、株主・投資家の皆さまに対して当社の情報を適時・適切に開示し経営の透明性を 高めることで、当社について正確に認識・判断いただくことが重要であると考えています。そこで、当社に対する 信頼と適切な評価を得るため、情報開示基本方針を制定するとともに、不適切な事象が発生した場合の公表に ついて社内規程を定めています。

情報開示基本方針

- 金融商品取引法等の法令および東京証券取引所の有価証券上場規程等の定めに従い情報開示を行います。
- 上記に加え、社会、お客さま、株主・投資家の皆さまにとって重要と判断される情報について、適時・適切に情報開示を行います。
- 社会、お客さま、株主・投資家の皆さまに対する公平な情報開示に努めます。
- (注)上記2に掲げる情報開示係基準などの細目については別途定め、適時適切に情報を開示します。

▮情報開示の方法

情報開示は、以下の方法で行います。

- 金融商品取引法に基づく情報開示は、金融庁の提供する「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」(EDINET)を用いて行います。
- 有価証券上場規程に基づく情報開示は、東京証券取引所の提供する「適時開示情報伝達システム」(TDnet)を用いて行います。
- **3** その他の情報開示については、ディスクロージャー誌、ニュースリリース、ホームページ等を用いて行います。

▋情報開示の充実

情報開示基本方針に則り、情報開示のさらなる充実を図っています。

▶ ニュースリリース

コーポレートガバナンス

コーポレートガバナ ンスの基本的な考 え方 コーポレートガバナ ンス体制 情報開示

その他関連情報

○ その他関連情報

■投資株式の保有状況(2015年3月31日時点)

■ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 9銘柄

貸借対照表計上額の合計額 2,645億円

■ 特定投資株式

銘柄	株式数(千株)	貸借対照表計上額(億円)
株式会社りそなホールディングス	125,241	790
株式会社みずほフィナンシャルグループ	255,691	562
損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社	5,734	219
興銀リース株式会社	2,930	73

■ みなし保有株式

銘柄	株式数(千株)	貸借対照表計上額(億円)
損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社	4,492	167
株式会社みずほフィナンシャルグループ	69,208	146

[※]当該情報は当社の有価証券報告書から抜粋したものです。詳細については当社の有価証券報告書をご覧く ださい。

内部統制の方針

リスク管理

コンプライアンス (法令等遵守)の 取組み

子会社等における 業務の適正の確 保 反社会的勢力へ の対応

財務報告に係る内部統制

業務監査による内 部統制などの適切 性・有効性の検証 情報資産の保護

〇 内部統制の方針

第一生命は、内部統制に関する基本的な考え方や取組方針を「グループ内部統制基本方針」および「内部統制基本方針」として制定しています。また、内部統制体制整備の一環として、内部統制委員会を設置しています。内部統制委員会は、取締役会・経営会議を補佐する専門組織として、内部統制体制の整備・運営を推進し、財務報告の適正性および内部監査の有効性の確認を行うとともに、コンプライアンス委員会・各リスク管理委員会・反社会的勢力対策委員会の上位機関として、コンプライアンス・情報資産保護・リスク管理・反社会的勢力対応に関する事項についての確認・審議を行います。内部統制委員会は代表取締役および内部統制を担当する所管の担当執行役員で構成され、原則毎月開催されます。

1	法令・定款等を遵守し、社会的規範、市場ルールに則った事業活動を行うこと
2	保険募集に関する法令等の遵守を確保し、適正な保険募集管理を行うこと
3	顧客情報、株主情報、重要事実、限定情報等の情報資産を適切に保護管理すること
4	リスクの特性に応じた実効性のあるリスク管理を行うこと
5	反社会的勢力との関係を遮断し被害防止を図ること
6	子会社等における業務の適正を確保すること
7	財務報告の信頼性を確保し、適時適切な開示を行うこと
8	業務監査により内部統制等の適切性、有効性を検証すること

四 内部統制基本方針の詳細はこちら(306KB)

内部統制の方針

リスク管理

コンプライアンス (法令等遵守)の 取組み 子会社等における 業務の適正の確 保 反社会的勢力へ の対応

財務報告に係る内部統制

業務監査による内 部統制などの適切 性・有効性の検証 情報資産の保護

Uスク管理

基本認識

第一生命では、健全かつ適切な業務運営を確保し、保険契約上の責務を確実に履行するために、当社におけるさまざまなリスクについての把握・評価と各リスクの特性に基づいた的確な対応を行うとともに、それらのリスクを統合的に管理することとしています。さらに、それらのリスク量と自己資本などの財務基盤を会社全体で管理し、会社の健全性向上に努めています。

また、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機や大規模災害が発生する事態に備え、管理体制を整備しています。

┃リスク管理に関する方針・規程など

当社では、まず「グループ内部統制基本方針」および「内部統制基本方針」のなかで、リスク管理に関する基本的な考え方や取組方針などについて定めています。これらの基本方針のもと、リスクごとの管理の考え方を各リスク管理基本方針で定めたうえで、これらの基本方針を踏まえた実務上のルールとして各リスク管理規程・基準書などを制定しています。

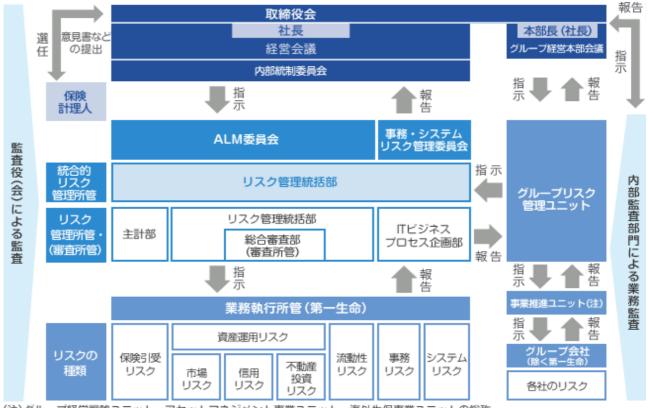
┃リスク管理に関する組織体制

当社の事業運営を通じて発生する各種リスクについては、各リスク管理基本方針に基づき、各リスク管理所管がリスクカテゴリーごとに業務執行を牽制する体制を整備しています。さらに、会社全体のリスクを統合的に管理する組織として、リスク管理統括部を設置し体制の強化を図っています。一方、当社を含むグループ全体のリスク管理状況および健全性の状況については、グループリスク管理ユニットが中心となってモニタリングを実施するとともに、グループリスク管理体制の強化を推進しています。

また、ALM委員会、事務・システムリスク管理委員会を設置、定期的に開催し、経営層が各リスクに対する情報を共有し、意思決定に資する体制としています。こうしたリスク管理体制の有効性・適切性は業務監査部が検証しています。

リスク管理の状況は、取締役会・経営会議・グループ経営本部会議に報告されています。さらに監査役は、経営

層をはじめとし、会社のリスク管理全般を対象に監査を実施しています。



(注)グループ経営戦略ユニット、アセットマネジメント事業ユニット、海外生保事業ユニットの総称。

■ 統合的リスク管理の取組み

統合的リスク管理とは、当社が直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、自己資本などと比較し、保険引受や保険料率設定などフロー面を含めた事業全体としてリスクをコントロールする枠組みです。当社では、経済価値ベース、会計ベースおよび規制ベースで、各種リスクを統合し自己資本などと対比することなどにより、健全性をコントロールしています。経済価値ベースのリスク管理では、生命保険会社の企業価値を表す指標のひとつであるエンベディッド・バリュー(Embedded Value:潜在的価値)と整合的なリスクの評価方法を採用しています。

ALM委員会では、ALM(資産・負債総合管理)を適切に運営するため、管理体制の高度化や健全性の確保を推進しています。

また、事務・システムリスク管理委員会では、事務リスク・システムリスクの抑制および管理体制の強化を推進しています。

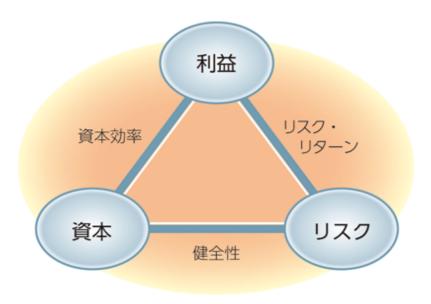
さらに、負債特性を考慮した資産運用方針の策定、新商品の開発、適切な予定利率などの設定等において、リスク管理所管が保険引受、資産運用など、諸リスクのチェックや妥当性の検証を行っています。

Ⅲ リスク種類別の管理に関する詳細はこちら(1,039KB)

■ERMの推進

当社は、資本・リスク・利益の状況に応じた経営計画・資本政策などを策定し、事業活動を推進するエンタープライズ・リスク・マネジメント(ERM: Enterprise Risk Management)を推進しています。

ERMに関するリスク管理の取組みとして、経営計画や資本政策などを策定する際に、統合的リスク管理所管がその妥当性を検証するほか、リスク許容度を設定・管理することなどにより、リスクの所在、種類および特性を踏まえて資本・リスク・利益を適切にコントロールするとともに、グループリスク管理の高度化を推進しています。



■ ストレス・テストの実施

当社では、モデルによるリスク量の計量化ではとらえきれない事象を認識・把握するため、金融市場の混乱や大規模災害などの過去の出来事や、将来見通しなどに基づき考えられる最悪の状況を想定したストレス・テストを実施し、健全性に与える影響を分析しています。ストレス・テストの結果は、取締役会・経営会議などに定期的に報告され、必要に応じて市場環境などの確認、モニタリングの強化、経営上あるいは財務上の対応を検討・実施することとしています。

【内部統制セルフ・アセスメント(CSA:Control Self Assessment)の取組み

当社では、お客さまに信頼され、選ばれ続ける会社を目指して、「経営品質の向上」に取り組んでいます。この取組みの一環として、事務リスク・システムリスクなどのオペレーショナル・リスクを中心に、リスクの洗い出しと評価の手法を体系化・標準化し、本社全部門およびすべての支社で、「内部統制セルフ・アセスメント(CSA)」を実施しています。

「内部統制セルフ・アセスメント(CSA)」によるリスク抑制・業務改善のサイクル



「内部統制セルフ・アセスメント(CSA)」は、業務に内在するリスクの洗い出しから始まる上図のサイクルを実施することにより、リスク抑制・業務改善を推進する活動です。事務リスクやシステムリスクのほか、コンプライアンスに関するリスクなど、広範囲なリスクが対象となります。

DSR経営を進めている当社では、「リスク抑制・業務改善を推進する活動」として、全社でこの取組みを実施することにより、お客さまからの一層のご信頼とご支持を得られるよう努めていきます。

■ 本社部門における取組み

業務ごとに主要なリスクを洗い出し、リスクが発生した場合のお客さまへの影響や損失の大きさなどの視点でその重要性を評価し、さらにリスク発生の防止体制を評価することにより、リスクの状況を業務ごとに把握します。 その上で、リスクの大きさに応じてリスク発生への対策を策定・実施し、リスクの抑制や業務改善を図り、適正な業務運営を推進しています。

支社における取組み

各支社の業務は基本的に共通であることから、内部統制セルフ・アセスメントの対象となるリスクの洗い出しと整理は本社部門が実施し、各支社はリスク発生の防止体制の評価と対策の実施を中心に行っています。

▌事業継続マネジメント(Business Continuity Management)

リスク種類別の管理に加え、大地震などの大規模災害が発生した場合や新型インフルエンザなどの感染症が 大流行した場合などにおいてもお客さまへのサービスに支障をきたさないよう、大規模災害リスク管理委員会を 設置し、平時から準備を行っています。

具体的には、事業継続計画を含む危機管理計画に関する規程・基準書を策定するとともに、顧客情報を含むシステムデータのバックアップを複線的に実施し、本社・支社が被災した場合でも、事務処理を円滑に行い保険金などを適切にお支払いするための態勢整備や教育・訓練の実施、継続的な改善など、事業継続マネジメントを推進しています。

2011年3月11日に発生した東日本大震災においては、事前に定めていた事業継続計画に則り、社長を本部長とする災害対策本部をすみやかに立ち上げ、各対策部において、職員の安否確認、被災店舗の早期復旧などの対応を実施しました。あわせて、生涯設計デザイナー、代理店、支社および本社スタッフを動員しての全社一丸となったお客さまの安否確認活動や被災地域における臨時窓口の開設などによるお客さまへの対応に取り組んできました。

また、病原性の高い新型インフルエンザのパンデミック時においても、保険金・給付金などのお支払いや保全事務などのサービスを安定的にお客さまに提供するため、事業の継続に関する対応を定めた「新型インフルエンザ等対策行動計画」や「新型インフルエンザ等対策基準書」を策定するとともに、マスク・消毒液などの対策物資の備蓄などを進め、定期的に訓練を実施しています。

引き続き、大規模災害リスクを想定した安全対策や備えを強化し、事業継続マネジメントのさらなる推進に取り 組んでいきます。

内部統制の方針

リスク管理

コンプライアンス (法令等遵守)の 取組み

子会社等における 業務の適正の確 保 反社会的勢力へ の対応

財務報告に係る内部統制

業務監査による内 部統制などの適切 性・有効性の検証 情報資産の保護

○ コンプライアンス(法令等遵守)の取組み

第一生命は、法令・定款などを遵守し、社会的規範、市場ルールに従うことが事業活動を行ううえでの大前提であると認識しています。当社では、生命保険会社の社会的責任および公共的使命を果たすため、保険営業、資産運用その他すべての事業運営においてコンプライアンスを推進していく体制整備を行っています。

- コンプライアンスに関する方針・規程など
- ▶ コンプライアンスに関する組織体制

■コンプライアンスに関する方針・規程など

「グループ内部統制基本方針」および「内部統制基本方針」の下、コンプライアンス体制や推進に関する基本的考え方や細目を定めた「コンプライアンス規程」などの各種基本方針・規程を制定しています。また、経営基本方針に基づき、企業としての行動原則を定めたグループ企業行動原則「DSR憲章」ならびに役職員個人の行動原則を定めた「行動規範」を制定しています。コンプライアンス推進に関する社内ルールや、各種法令などの解説や業務遂行上の留意点は「コンプライアンスマニュアル」に掲載し、全役職員に提供したうえで、各種研修などを通じて周知・徹底しています。なお、重要な規程やマニュアルは、コンプライアンス委員会で事前協議のうえ、経営会議で審議、取締役会で決定しています。

▋コンプライアンスに関する組織体制

コンプライアンスに関する重要事項は、内部統制委員会の下に設置したコンプライアンス委員会(関連役員を中心に構成)で協議し、経営会議や社長、取締役会に諮る体制としています。また、コンプライアンス統括部は、全社的なコンプライアンス体制の整備・推進を実施しています。さらに保険募集に直接携わる支社に対するコンプライアンス推進・保険募集管理は、コンプライアンス統括部とDSR品質推進部の協働体制にて運営し、DSR品質推進部にて支社に対する直接指導・支援をしています。コンプライアンス統括部には、本社各部のコンプライアンス推進を直接支援するコンプライアンス・オフィサーを、DSR品質推進部には各支社のコンプライアンス推進を含めたお客さま視点でのさらなる業務品質の向上を直接指導・支援する品質オフィサーを配置しています。これらの担当者が各組織の所属長である法令等遵守責任者と連携し、コンプライアンス・保険募集管理の推進に取り組んでいます。

各組織で発生したコンプライアンスに関する重要事項は、法令等遵守責任者を通じてコンプライアンス統括部に

報告され、会社として適切に対応・解決を図る体制としています。さらに各職員が直接報告・相談する体制として、公益通報者保護法に対応した相談窓口を社内(コンプライアンス統括部内)・社外(社外弁護士)に設置しており、正当な報告・相談者が報告・相談したことを理由として不利益な取扱いを受けることのないよう、プライバシーを尊重した運営を徹底しています。

こうしたコンプライアンス推進に関する有効性・適切性は、業務監査部が定期的に業務監査を実施し、検証しています。

なお、当社では、グループ経営本部に「グループコンプライアンスユニット」を設置し、各社の属性を踏まえたグループとしてのコンプライアンス体制の整備・強化に努めています。

取締役会 報告 社長 本部長(社長) 指 経営会議 グループ経営本部会議 汞 内部統制委員会 報告 指示 指示 報告 内部監査部門・ユニットによる業務監査 指示 監査役(会)による監査 コンプライアンス委員会 報告 コンブライアンス統括部 グルーブ 指示報告 コンブライアンス ユニット コンブライアンス・ DSR品質推進部 オフィサー 品質オフィサー 指導·支援 報告·相談 指示 報告 業務執行所管(第一生命) 事業推進ユニット※ 本 社 支 社 指導·支援 報告·相談 法令等遵守责任者 法令等遵守责任者 法令等遵守推進者 グループ各社 法令等遵守推進者 法令等遵守担当者 (除<第一生命)

コンプライアンスに関する組織体制

※グルーブ経営戦略ユニット、アセットマネジメント事業ユニット、海外生保事業ユニットの総称

■コンプライアンスの推進

コンプライアンス推進に関わる具体的な実践計画は、年度毎の取組み課題に応じた「コンプライアンス・プログラム」を毎年策定し、取締役会で決定しています。そのうえで、コンプライアンス委員会などで、コンプライアンス・プログラムに掲げた各課題の取組み状況を定期的に検証し、適宜課題の見直しを行うなど、経営層を主体として PDCA を実践することによりコンプライアンスを推進しています。主要課題の取組みについて実効性を向上させるため、仕組みの変革・高度化、知識教育に加えコンプライアンス意識向上に関する教育・研修の充実を図っています。

また、本社部長および支社長からは、半期ごとに社長あて「コンプライアンス推進に関する確認書」の提出を受け、経営レベルでフォローすることによって、より実効性を高めています。

内部統制の方針

リスク管理

コンプライアンス (法令等遵守)の 取組み

子会社等における 業務の適正の確 保 反社会的勢力へ の対応

財務報告に係る内 部統制 業務監査による内 部統制などの適切 性・有効性の検証 情報資産の保護

○ 子会社等における業務の適正の確保

第一生命は、子会社等の取締役会などによる意思決定および業務執行の監督についてモニタリングを行うことを基本とし、業務執行の状況などを確認しています。また、子会社等の業務の適正を確保する観点から、必要な社規・ルールなどを整備するとともに、子会社等に係る内部統制を担当する所管は、必要に応じて業務の状況を取締役会、経営会議、内部統制委員会などに報告しています。

内部統制の方針

リスク管理

コンプライアンス (法令等遵守)の 取組み 子会社等における 業務の適正の確 保 反社会的勢力へ の対応

財務報告に係る内部統制

業務監査による内 部統制などの適切 性・有効性の検証 情報資産の保護

○ 反社会的勢力への対応

基本認識

第一生命では、「社会からの信頼確保」を経営基本方針に掲げており、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、 健全な経済・社会の発展と企業活動を妨げる反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体で対応する こととし、保険契約をはじめとしたすべての取引などにおいて一切の関係遮断・被害防止に努めています。

■ 反社会的勢力への対応に関する方針・規程など

「内部統制基本方針」において、反社会的勢力との関係遮断・被害の防止に関する基本的な考え方や取組方針について規定するとともに、この基本方針に基づく「反社会的勢力対策規程」を制定しています。また、役職員個人の行動原則を定め、「行動規範ガイドライン」によって、反社会的勢力への資金提供は社会悪を容認する行為であり、「恐れない」「金を出さない」「利用しない」「交際しない」という基本原則の徹底を図っています。さらに、「反社会的勢力対策基準書」を制定し、役職員が遵守すべきルールや関係遮断・被害防止に向けた具体的な取組みの詳細について明確化しています。また、「グループ内部統制基本方針」の下に、「グループ反社会的勢力対応規程」を制定し、グループー体となった反社会的勢力排除態勢の強化を図っています。

■反社会的勢力への対応体制

反社会的勢力への対応について、全社横断的に広範囲な協議を行うことを目的に「反社会的勢力対策委員会」 を設置するとともに、総務部を統括所管として、日常の事業運営において、関係遮断・被害防止態勢の整備・強 化を推進しています。

各所管・各支社では反社会的勢力対応責任者および反社会的勢力対応推進者を定め、自所管において、反社会的勢力から不当要求など、何らかの接触がある場合には、責任者・推進者を中心に、総務部と連携のうえ、組織として適切な対応を図る態勢としています。

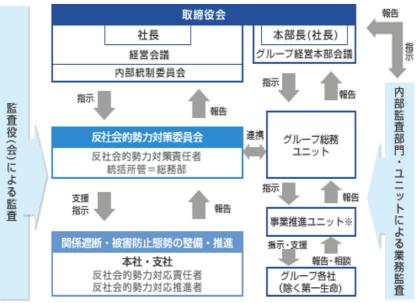
反社会的勢力との取引が判明した場合には、適時・適切に取締役などへ報告のうえ速やかに関係遮断を図る 態勢を構築するとともに、反社会的勢力との関係遮断の対応状況などについて定期的に取締役会などに報告す るなど、経営層が適切に関与する態勢としています。

また、平素より、反社会的勢力との関係遮断・被害防止のため、所轄警察署、暴力追放運動推進センター、弁護

士などの外部専門機関との緊密な連携体制の構築にも努めています。

なお、当社ではグループ経営本部に「グループ総務ユニット」を設置し、グループ各社と連携のうえ実効性の高い 反社会的勢力排除態勢が整備されるように努めています。

■ 反社会的勢力との関係遮断・被害防止に関する組織体制



※グルーブ経営戦略ユニット、アセットマネジメント事業ユニット、海外生保事業ユニットの総称

■ 保険約款への暴力団排除条項の導入

反社会的勢力との保険取引を解消する根拠の明確化を目的として、2012年4月より保険約款へ暴力団排除条項[※]を導入し、契約締結後に保険契約者などが暴力団構成員などの反社会的勢力に該当した場合に保険契約の解除を可能とすることで、保険取引の解消を図る取組みを強化しています。

※ 契約締結後において、保険契約者などが反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業など)に該当した場合に、契約の存続を困難とする程度の信頼関係の破壊があったと解し、契約を解除することができることを規定した約款条項。

内部統制の方針

リスク管理

コンプライアンス (法令等遵守)の 取組み

子会社等における 業務の適正の確 保 反社会的勢力へ の対応

財務報告に係る内部統制

業務監査による内 部統制などの適切 性・有効性の検証 情報資産の保護

○ 財務報告に係る内部統制

金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制を整備および運用しています。財務報告に関連する重要なプロセスや財務報告を作成する体制などの内部統制の有効性の評価を実施した結果、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した旨の「内部統制報告書」を作成し、有価証券報告書と併せて提出しています。また、内部統制報告書の適正性を確認するため、会計監査人による内部統制監査を受けています。今後も、財務報告に係る内部統制の有効性評価を通じて、財務報告の信頼性確保に向けた取組みを継続していきます。

内部統制の方針

リスク管理

コンプライアンス (法令等遵守)の 取組み

子会社等における 業務の適正の確 促 反社会的勢力へ の対応

財務報告に係る内部統制

業務監査による内 部統制などの適切 性・有効性の検証 情報資産の保護

○ 業務監査による内部統制などの適切性・有効性の検証

第一生命では、健全かつ適切な業務運営を確保するために、業務監査により内部統制などの適切性・有効性を 検証することとしており、必要な態勢を以下のとおり整備しています。

■業務監査に関する方針・社規の整備

業務監査の基本方針は、「グループ内部統制基本方針」および「内部統制基本方針」の中で定められています。 この方針に基づき、業務監査の基本的事項を定めた「業務監査規程」、実施要領を定めた「業務監査業務規程」 などを制定しています。

業務監査体制

当社では、被業務監査組織に対し牽制機能が働く独立した組織として業務監査部を設置し、当社および当社グループ会社の経営諸活動全般にわたる法令等遵守、リスク管理を含む内部管理の状況、業務運営の状況などの適切性・有効性を検証し、問題点の発見・指摘に加え、内部管理などについての評価および改善に関する提言などを行うとともに、業務監査結果を取締役会・経営会議などへ報告しています。

内部統制の方針

リスク管理

コンプライアンス (法令等遵守)の 取組み 子会社等における 業務の適正の確 保 反社会的勢力へ の対応

財務報告に係る内部統制

業務監査による内部統制などの適切性・有効性の検証

情報資産の保護

○ 基本認識

第一生命は、お客さまの氏名・生年月日・住所や契約内容などの個人情報、医療情報などを長期間にわたり保有しています。また、財務取引など業務上知り得たお取引先の情報も保有しています。当社では、法令や社内規程などを遵守し、適切な情報資産保護管理を行うことが、お客さまからの信頼を確保するための大前提であると認識しています。

▋情報資産保護に関する方針・規程など

「グループ内部統制基本方針」および「内部統制基本方針」の下に、情報資産保護に関する基本的考え方や情報資産を適切に保護するための基準として「情報資産保護管理規程」などの各種基本方針・規程を制定するとともに、具体的な安全対策基準などの細目を定めた「情報資産保護管理基準書」を制定しています。また、個人情報保護法の趣旨を踏まえ、個人情報・株主情報の利用目的や保護管理などを定めた「個人情報保護方針」・「株主個人情報保護方針」を取締役会の決定にて制定し、当社ホームページで公表しています。(詳しくはこちら)

情報資産保護管理・推進に関する規程やルール、業務遂行上の留意点は、「コンプライアンスマニュアル」や「情報資産保護管理マニュアル」に掲載のうえ、全役職員に提供し、各種研修などを実施することにより周知・徹底を図っています。

情報資産保護管理に関する規程等の体系



▋情報資産保護に関する組織体制

情報資産保護の推進に関する重要事項は、コンプライアンス委員会の下部組織として設置した情報資産保護対策部会で協議し、コンプライアンス委員会に報告する体制としています。また、情報資産保護を全社的に推進する常設組織として、コンプライアンス統括部内に情報資産保護推進室を設置しています。情報資産保護推進室は、本社各所管・各支社に対して必要な指示・支援を行うとともに、全組織に任命配置した法令等遵守責任者および法令等遵守推進者を通じ、各組織における適正な情報資産保護管理の体制整備・推進を図っています。これらの体制が全社的に有効に機能しているかについて業務監査部が定期的に業務監査を行い、その結果は取締役会・経営会議に報告されています。

なお、当社では、グループコンプライアンスユニットが中心となってグループ各社と連携し、業種・所持する情報の質・量などに応じたグループ情報管理体制の整備・強化に努めています。

情報資産保護管理の推進

当社では、個人情報保護法、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインなどを踏まえ、次のような人的・組織的・技術的安全管理措置を講じるなど情報資産保護管理体制を整備しています。

- 個人情報保護方針の公表および情報資産保護に関する社内規程の整備
- 定期的な職員教育を通じた情報取扱ルールの徹底およびルール遵守状況の定期点検
- 社外からの不正アクセス対策としてファイアウォール設置、社内でのデータアクセス制限・ログの取得
- 再委託先を含む業務委託先に対する監督・点検の実施

■個人情報の開示等請求の取扱い

お客さまや株主さまからご自身の個人情報の開示などのご依頼があった場合は、請求者がご本人または正当な代理人であることを確認したうえで、迅速かつ適切に対応します。

なお、個人情報保護法に基づく開示などの請求については、当社ホームページでもご案内しています。

▍お申出などへの対応

顧客情報および個人情報の取扱いに関してお申出などをいただいた場合は、迅速かつ適切に対応します。